

各事業所 御中

名古屋市健康福祉局障害者支援課

複数児童の上限額管理を行っている場合の請求方法について

障害福祉サービス費にかかる同一世帯の複数児童の利用者負担上限額管理が必要な請求について、平成 19 年 10 月からの国民健康保険団体連合会（以下、「国保連合会」といいます。）の電子請求システムでは対応しておらず、利用者負担額を調整しての請求を行うことができません。

このため、複数児童にかかる上限額管理を行う利用者の請求については、当分の間、下記の取り扱いとしますのでご留意願います。

記

1 対象となる事業者

複数児童の上限管理が必要である児童に対する請求分のうち、複数児童用の利用者負担上限額管理結果票による管理結果が「1」又は「3」（別紙参照）となる請求については名古屋市へ従来と同様に紙請求書により行ってください（その他の利用者分は国保連合会へ請求してください）。一方、上限額管理結果が「2」となる場合（調整が不要な場合）は、国保連合会へ請求してください。

各事業所は、毎月 6 日に上限管理事業者が作成する上限額管理結果票を確認し、請求先が国保連合会であるか、或いは名古屋市であるかを判断してください。

2 請求方法

従来と同様に、請求書等を作成し（名古屋市事業者システムの「11 バッチメニュー」で作成できます。）、名古屋市健康福祉局障害者支援課へ提出してください。

また、毎月 15 日（15 日が土日祝日の場合にはその前の開庁日）を請求期限とし、その翌月月末（月末日が土日祝日の場合にはその前の開庁日）が支払日となります。

3 複数児童用上限額管理結果票の作成

複数児童の上限額管理結果票は、事業者システムでは入力・作成できませんので、従来の MS エクセル様式（ウエルネットなごやからダウンロードできます。）にて作成してください。

4 注意事項

- ・ 「ウエルネットなごや」に掲載する上限管理事務処理マニュアルをあわせてご参照ください。
- ・ 他市町村では、利用者が提供月の数ヶ月後に、利用者負担額を超える金額について償還払いの申請をする方法が通常行われるものと考えられます。
本取り扱いは、あくまで名古屋市独自の方法となりますのでご注意ください。

利用者負担上限額管理結果票(複数児童用)

平成 年 月 分

市町村番号				管理 事業 者	指定事業者番号			
受給者証番号	①		③		事業者及び その事業所 の名称			
	②		④					
支給決定障害者等 氏 名								

支給決定に係る 障害児氏名①		支給決定に係る 障害児氏名③	
支給決定に係る 障害児氏名②		支給決定に係る 障害児氏名④	

利用者負担上限月額

利用者負担上限額管理結果	
1 管理事業所で利用者負担額を充たしたため、他事業所の利用者負担は発生しない。 2 利用者負担額の合算額が、負担上限額以下のため、調整事務は行わない。 3 利用者負担額の合算額が、負担上限額を超過するため、下記のとおり調整した。	

利用者負担額集計・調整欄	項番	1	2	3	4	5
	児童番号					
	事業所番号					
	主たる 事業所名称					
	総費用額 (上限管理報酬含)					
	社会福祉法人等軽減額					
	管理 結果					
	利用者負担額					
	介護給付費等					

複数児童の上限額管理結果が「1」又は「3」の場合は、国保連合会の電子請求では対応していません。
そのため、名古屋市への紙請求を行ってください。

利用者負担額集計・調整欄	項番	6	7	8	9	合計 (1～9)
	児童番号					
	事業所番号					
	主たる 事業所名称					
	総費用額 (上限管理報酬含)					
	利用者負担額					
	管理 結果					
	利用者負担額					
	介護給付費等					

上記内容について確認しました。

平成 年 月 日 支給決定障害者等氏名 印